

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人佐々木功の上告趣意のうち、憲法三七条一項違反をいう点は、記録によつても原判決に裁判所の公平を疑わせる証跡は認められないから、前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	藤	益	三
裁判官	下	田	武
裁判官	岸	上	康
裁判官	団	藤	夫
		重	光